

令和4年度（2022年度）熊本県移住支援事業費補助金交付要項

（趣旨）

第1条 熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、市町村が行う移住支援事業に対して、予算の範囲内で熊本県移住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年（1981年）熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び要領に規定するもののほか、この要項によるものとする。

（補助事業実施者）

第2条 補助事業実施者（以下「実施者」という。）は、県内市町村とする。

（補助対象事業費）

第3条 補助対象事業費は、要領に基づき実施者が行う移住支援金の支給に要する経費とする。

なお、その額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額に支給件数（見込み）を乗じた額の合算額とする。

区 分	額
2人以上の世帯	1,000千円
単身世帯	600千円

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、別表に該当する市町村に移住した場合にのみ、18歳未満の者一人につき300千円を加算する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象事業費に4分の3を乗じた額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする実施者は、別に定める日までに交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記第2号様式）により当該実施者にその旨を通知するものとする。

（変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた実施者は、補助金の額に変更が生じることとなるときは、変更交付申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

ない。

- 2 知事は、前項の規定による変更交付申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該変更に係る補助金の交付の決定をし、変更交付決定通知書（別記第4号様式）により当該実施者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

（実績報告）

- 第9条 規則第13条の規定により補助事業が完了したときは、実績報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、令和5年（2023年）3月15日とする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

（補助金の額の確定）

- 第10条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出された場合において、その内容が適当であると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付確定通知書（別記第6号様式）により当該実施者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

- 第11条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求をしようとするときは、交付請求書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（雑則）

- 第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

別記第1号様式	交付申請書
別記第2号様式	交付決定通知書
別記第3号様式	変更交付申請書
別記第4号様式	変更交付決定通知書
別記第5号様式	実績報告書
別記第6号様式	交付確定通知書
別記第7号様式	交付請求書

別表（第3条第2項関係）

<u>熊本市</u>
<u>荒尾市</u>
<u>天草市</u>
<u>山鹿市</u>
<u>菊池市</u>
<u>上天草市</u>
<u>宇城市</u>
<u>阿蘇市</u>
<u>合志市</u>
<u>美里町</u>
<u>玉東町</u>
<u>南関町</u>
<u>長洲町</u>
<u>大津町</u>
<u>菊陽町</u>
<u>南小国町</u>
<u>益城町</u>
<u>甲佐町</u>
<u>氷川町</u>
<u>芦北町</u>
<u>錦町</u>
<u>多良木町</u>
<u>湯前町</u>
<u>相良村</u>
<u>苓北町</u>